

(修正案)

【溶け込み版】

資料 3

令和 2 年 月 日

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市総合計画審議会
会 長 中川 幾郎

第六次寝屋川市総合計画について（最終答申）

令和 2 年 1 月 30 日付け経一第 391 号で諮問のありました第六次寝屋川市総合計画（試案）について、本審議会において慎重に審議しました結果、別冊答申書のとおり結論を得ましたので、下記の意見を付して最終答申いたします。

今後、これらの意見を十分に尊重いただき、「新たな価値を創り、選ばれるまち寝屋川」の実現に向け、積極的に取り組まれることを期待します。

記

1 総括的事項

(1) 第六次総合計画の着実な推進

本格的な人口減少社会を迎え、今後、少子高齢化が更に進行することは明らかであり、これに伴う影響は、福祉や医療を始め、経済、教育、都市インフラなど、様々な分野に及ぶこととなる。

こうした時代の変化に柔軟かつ適切に対応し、将来にわたりまちの活力を維持、向上させ続けるため、子どもからシルバー世代まで誰もが安心して地域で暮らせるまちづくりを進めることはもちろんのこと、市内外から寝屋川市に住みたい、住み続けたいと感じてもらえるまちの実現に向け、本計画に基づく施策・事業の計画的かつ着実な推進を図られたい。

(2) 市民協働の深化と更なる連携強化

今後、行財政のダウンサイジングが避けられない状況の中、多様化・複雑化する地域課題に行政（市）のみで対応することは困難である。持続的により良い地域社会を築いていくためには、行政、議会はもとより、市民、地域団体、事業者の知恵と力を結集し、一体となって課題解決に対応する必要がある。市民協働の深化と更なる連携強化が望まれる。これらを踏まえ、市民が市政に参画できる機会の充実を図るとともに、若い世代の地域活動への参加を促進し、地域の新たな担い手の育成、確保へとつなげるよう努められたい。

(3) 社会情勢の変化への柔軟な対応

情報技術や科学、医療の進展など、社会情勢は目まぐるしく変化している。こうした状況に対応するため、本計画では理想の未来の姿から発想する「フューチャー・プル」型の考え方に基づき、施策・事業の在り方を検討することとしているが、時代の変化や市民ニーズの動向などを的確に把握する中で、想定し得ない新たな課題が生じた場合には、柔軟かつ弾力的な施策展開を検討されたい。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い、人々の生活様式や価値観は大きく変化している。こうした変化は、今後の各分野の施策展開にも影響を及ぼすことが予測されることから、「ウィズコロナ」や「ポストコロナ」の各段階における状況変化を的確に捉え、迅速かつ適切に対応されたい。

2 個別事項

(1) 訴求力のある施策

① 子どもに最善を尽くす（子育て・教育）

- 将来、子どもたちが社会で力強く生き抜く力を育む教育環境の整備に努めるとともに、創意工夫を凝らした教育内容の充実を図るなど、教育の質を更に高めるよう取り組まされたい。
- 地域と家庭、学校園が連携・協働し、地域社会全体で子どもたちの健全やかな成長を支え、育てる環境づくりを推進されたい。
- 市独自の子どものいじめに関する取組を着実に実施するとともに、いじめ防止の基本となるコミュニケーション力や他人を思いやる心など、子どもたちの豊かな心を育む教育を推進されたい。

② 誰もが住みたくするまちをつくる（社会基盤・産業）

- 商業、医療、福祉等の市民生活を支えるサービスの提供や地域の活力を維持し続けるため、都市構造を踏まえ、地域ごとの強みを活かしたまちづくりを推進し、魅力的で利便性の高いまちの形成に取り組まされたい。
- 市内経済の活性化を図るため、既存事業者への支援に加えて、道路整備などのまちづくりと一体となった企業誘致を図るなど、産業振興を重要な政策課題と位置付け、推進されたい。

③ 命を全力で守り、豊かなくらしを実現する（安全・安心）

- 南海トラフ巨大地震を始めとする自然災害などの被害を最小限に抑えるべく、防災・減災対策を推進するとともに、発災時には、行政による救助・支援などの公助の取組に加えて、地域住民による初期活動など自

助、共助の取組がより重要となることから、地域における自発的な防災活動を推進するため、地区防災計画の策定支援に積極的に取り組まれたい。

- 福祉避難所について、その周知と運営体制の整備に万全を期されたい。
- 更なる防犯力の向上を図るため、道路や公園などの都市整備に併せて、犯罪が起きにくい環境を形成する防犯環境設計の考えを取り入れたまちづくりを積極的に推進されたい。

(2) 生活を支える施策（福祉・人権・環境）

- 地域福祉を取り巻く環境は複雑かつ広範にわたり、行政による支援だけで対応することが困難となってきた。このため、ボランティアやNPO法人、事業者など多様な主体が社会貢献及び自らの生きがいとして、シルバー世代等を支える仕組みが必要であり、これらの主体が地域福祉に関わることができる環境づくりの積極的な支援に取り組まれたい。
- 年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を認め合う社会を実現するため、人権教育及び人権啓発の推進を図られたい。
- 持続可能な地域社会を構築するため、廃棄物の減量化や資源化に取り組むなど、環境負荷を低減する都市づくりを推進されたい。

(3) 暮らしの質を高める施策（文化・地域づくり・行政）

- 市民が生涯にわたって教養や趣味、文化活動などを学ぶことができ、自身の生活の向上や生きがいへとつなげていくために、子どもからシルバー世代までの様々なライフスタイルやニーズに応じた生涯学習の充実を図られたい。
- 地域では、高齢化の進行に伴い、住民同士の支え合いの必要性が増す一方で、地域活動の担い手不足や組織力の低下が大きな課題となっている。このため、市民の主体的な参加を促す施策の推進及び市民の協働意識の醸成を図るなど、地域コミュニティを維持し続けるための取組や支援を積極的に推進されたい。
- 多様化、複雑化する市民ニーズに的確に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けていくために、職員の資質・能力の向上と経営感覚を持った人材の育成に努めるとともに、市民の視点に立った効率的かつ効果的な行政運営を推進されたい。

3 おわりに

将来にわたって行政サービス水準を維持、向上し、また、地域の活力を創出するために、本市への移住・定住を促進し、まちの持続可能性を高めていくことは、重要な課題であり視点であると考えます。

第六次総合計画で示す将来像を実現するため、限られた財源の中で施策の選択と集中を加速し、独自性・独創性の高い政策立案を進めることはもちろんのこと、福祉や教育、産業、環境など各分野の行政サービスをバランスよく実施し、総合的な都市力を高めていくことで、誰もが住みやすく安心して暮らせるまちづくりを推進されたい。